

学校給食用食材納入登録業者資格基準

1 登録業者の制限

食品製造業・加工業・販売を営む法人、個人及び関連団体等とする。

2 経営規模

- (1) 学校給食用食材に関する契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない者であること。
- (2) 常時営業を続け、給食食材納入に際し即対応できる従業者を有すること。
- (3) 工場・店舗・販売所等固定した営業施設を有し、緊急に即応し得る連絡体制を有すること。

3 信用状況

- (1) 経営状況が正常かつ良好であること。
- (2) 原則として引き続いて2年以上その営業に従事していること。
- (3) 「滝沢市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。

4 衛生状態

- (1) 食品衛生法等の関係法令に基づく衛生管理を行っていること。
- (2) 従事員の健康管理が充分に行われていること。
- (3) 納入食材について公立の衛生検査機関の検査成績が良好なもの。
- (4) 輸送中の温度管理を確実にしていること。

5 供給能力

- (1) 仕入れ及び製造加工能力があり、所要量を満たし得ること。
- (2) 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。